

第 14 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 3 年 8 月 2 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 0 分
2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員 (13 名)

1	善 家 郁 夫	2	山 下 展 輝	3	兵 頭 知 幸	4	松 岡 照 明
5	渡 邊 由 美	6	高 田 洋 一	7	清 家 壽 秋	8	
9	清 家 茂	1 0	山 本 一 人	1 1	水 野 規 雄	1 2	渡 邊 康 志
1 3	谷 口 雄 記	1 4	川 平 定 計				

4. 欠席委員 (名)

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 6 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 6 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 6 7 号 鬼北町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について
- 日程第 5 議案第 6 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画 (案) の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松 本 秀 治	次長	渡 辺 美 枝	主査	濱 田 竜 馬
----	---------	----	---------	----	---------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第14回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>しばらく、コロナが愛媛県内収まって落ち着いてきていると思ひていましたが、その後また、デルタ株という変異型のウイルスの関係で、全国でもありますし、愛媛県内でも猛威を振るってあります。ましてや、鬼北町でも先般、陽性者が出たということで、今日の農業委員会総会はそういったこともありまして、推進委員さん方はお休みいただいて、農業委員だけの少人数での総会となりますが、そういったことをご拝察いただきまして、今日の農業委員会総会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、__12__名であります。</p> <p>清家壽秋委員より遅れて参加しますとの連絡を受けてあります。</p> <p>定数に達してありますので、これより第14回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>13番 谷口雄記 委員</u>、<u>14番 川平定計 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、高田洋一委員より説明願ひます</p>
高田委員	<p>失礼します。議席番号6番 高田です。</p> <p>議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第65号 順位1番 説明】
高田委員	8月18日に譲受人、谷口農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位1番 説明】
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、渡邊康志委員より説明願います
渡邊委員	失礼します。議席番号12番 渡邊です。 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第65号 順位2番 説明】
渡邊委員	8月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第65号 順位2番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口 ^{ゆうき} 雄記委員に交代します
	(議長交代)
議 長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位 3 番について、川平定計委員より説明願います
川 平 委 員	失礼します。議席番号 1 4 番 川平です。 議案第 6 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 6 5 号 順位 3 番 説明】
川 平 委 員	8 月 1 8 日に譲受人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 6 5 号 順位 3 番 説明】
川 平 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
高 田 委 員	議席番号 6 番 高田 洋一です。譲受人住所が松山市で、農作業での従事日数が 2 4 0 日となっております。農地までの通作距離の欄に松山市からの距離と鬼北町からの二つ記入されておりますが、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。
川 平 委 員	詳しく説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんという方は、父野川に住まれております、〇〇〇〇さんという、県の養蚕指導員のお子さんで、お勤めの関係で、松山におられますが、私も周囲の人に聞いておりますのが、この息子さん、非常に熱心で、集落でのいろいろな行事や、お宮行事などで定期的に帰られ、宮掃除なり草刈なりやられており、今回譲り受けます農地についても、すでに高城さんが地権者の了承を得て柚子を植えられておりました、柚子の草刈には定期的に帰ってこられて、管理をされているということでもありますので、野菜のように毎日管理する必要もありませんので、農作業は荒廃させることなく十分やっていただけるだろうと私は判断させていただいたところでもあります。
議 長 (谷口委員)	よろしいでしょうか。
高 田 委 員	はい。それともう一件よろしいでしょうか。 所有地の内、2 0 8 5 m ² を他人に貸し付けている一方で、3 0 0 m ² の農地を取得したいとのことでありますが、農地の全てを効率的に利用して耕作

	をしていると言えるかどうかの判断に疑問を持つがどうでしょうか。
事務局	はい。失礼します。事務局の方から説明いたします。 質問に関して、現地確認で譲受人の方に聞き取りを行ったところ、現在貸し付けている農地に関しては、お米を作って貰っている田んぼということで、お米を作る農業機械などが無いということなので、仕方がないのかなと思います。それ以外の畑に関してはしっかりと、耕作をされているということから全部効率要件は満たしていると考えます。以上です。
議長 (谷口委員)	よろしいですか。
高田委員	はい。
議長 (谷口委員)	ほかにご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	はい、他にご意見もないようですので採決いたします。 議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (谷口委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (谷口委員)	議長を川平委員と交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第3 議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、山本一人委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第66号 順位1番 説明】
山本委員	8月18日に譲渡人、譲受人代理人、藤原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第66号 順位1番 説明】
山本委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を ^{しんたつ} 進達いたします。
議長	続いて、順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第66号 順位2番 説明】
谷口委員	8月18日に譲渡人、譲受人、藤原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第66号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
善家委員	議席番号1番 善家です。 144-12の隣の144-11ですね、写真見ると田んぼじゃないように思えるのですが、現地を見られた方どうでしょう。
谷口委員	はい、私がちょうど去年まで、田んぼをやっておりましたので、田んぼであるのは間違いないです。
善家委員	写真で見ると、これコンクリートあるように見えるのですが。 今回のところではなく、その隣なのですが。
事務局	失礼します。こちらなのですが、四区画あるのですが、いずれすべて宅地として売るということで、すでに造成してしまっていて、違反転用の状態になっているので、指導していかないといけないと思います。
谷口委員	去年まで田であったことには、間違いないです。
善家委員	わかりました。今回のことには関係なかったのですが気になりまして。

議 長	ほかにございませんか。
水 野 委 員	議席番号11番 水野です。 資金計画書を見ていましたら、土地取得代が620万円となっているのですが、これは現地で確認されてないですか。
事 務 局	はい。事務局から説明させていただきます。 土地代については聞いていないのですが。
水 野 委 員	えらい高いので。347㎡で620万というのはえらい高いのですが。 これは本当でしょうか。
事 務 局	土地代は高いのかもしれませんが、お互いの売買の問題なので、なかなか農業委員会の方から何か言うということは。
水 野 委 員	確認はされていないということですね。
事 務 局	はい。
議 長	ほかにご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は、許可相当として県知事に意見を ^{しんたつ} 進達いたします。
議 長	日程第4 議案第67号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」を議題といたします。 農林課の担当職員より説明願います。
担 当 職 員	農林課の丸山です。いつもお世話になっております。 議案第67号「鬼北町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」を説明いたします。 下段の提案理由をご覧ください。 提案理由につきましては、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が変更されたことに伴い、構想の見直しを行うというもので、基盤法施行規則第7条に基づき、町長より見直し案に対し意見を求められたものであります。 内容について、説明をさせていただきます。
	【議案書に基づき 議案第67号 説明】
担 当 職 員	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長	只今、説明が終わりました。 これより質疑・討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第67号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」、説明のとおり承認する事にご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第67号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」、説明のとおり承認する事と決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から、事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第68号 順位1番から5番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から5番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から5番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第14回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

	議事録署名委員
	1 3 番
	1 4 番